

1 重層的支援体制整備事業の概要

1) 事業創設の背景

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、虐待、犯罪などの生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来の支援では対応できない問題が出てきています。また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉等の課題は複雑化、深刻化しており、これまでの支援では十分な対応が難しくなっており、高齢者、障がい者、児童などの分野ごとに整備されてきた対応では支援の隙間、制度の狭間を埋める取組が必要となってきました。

長泉町の現状としては、開発が進む中で住民の出入りが激しく、地域コミュニティの希薄化が目立つ「市街化区域」と、強固なコミュニティを維持するものの、高齢化が著しい「農村地域」の二極化が進んでいることに加え、地域福祉を担ってきたボランティア団体、民生委員・児童委員や自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後の新たな担い手の養成・育成をどのように進めていくかが課題となっております。

さらに、情報化社会の進展、SNSの発達に伴い、従来の枠組みとは異なるコミュニティが形成される流れもあり、地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。とりわけ、地域の抱える課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理し、連携して課題を解決することが必要とされております。

このような背景の中、長泉町では令和4年3月に「いきいきとした暮らしを支える優しいながいずみ」を基本理念とする「第7次長泉町地域福祉計画(計画期間:令和4年度から令和8年度)」を策定し、長泉町社会福祉協議会と連携し、少子高齢化や8050(ハチマルゴーマル)問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援を行い、町と住民との協働、関係機関との連携も強化し、さらなる地域福祉の推進を図っております。

さらに、国では社会福祉法(以下「法」という。)において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されております。

長泉町では、これまで取り組んだ既存の会議体である個別のケース会議等で得たノウハウを生かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実現するために「長泉町重層的支援体制整備事業」を実施することとします。

2) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ① 属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）
- ② 参加支援（法第106条の4第2項第2号）
- ③ 地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、

- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）
- ⑤ 多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものです。

法第106条の4第2項に係る事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介 護】包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
	ロ		【障がい】相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困 窮】生活困窮者自立相談支援事業
第2号	参加支援	《新規事業》	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介 護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介 護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター機能強化事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困 窮】生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援	《新規事業》	
第5号	多機関協働	《新規事業》	
第6号	支援プランの作成（※1）	《新規事業》	

（注）重層的支援体制整備事業実施要綱（重層的支援体制整備事業の実施について（令和3年6月15日子発0615第10号、社援発0615第2号、障発0615第1号、老発0615第1号））に基づき、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号））に定める『地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業』を第3号に位置付けて実施する。

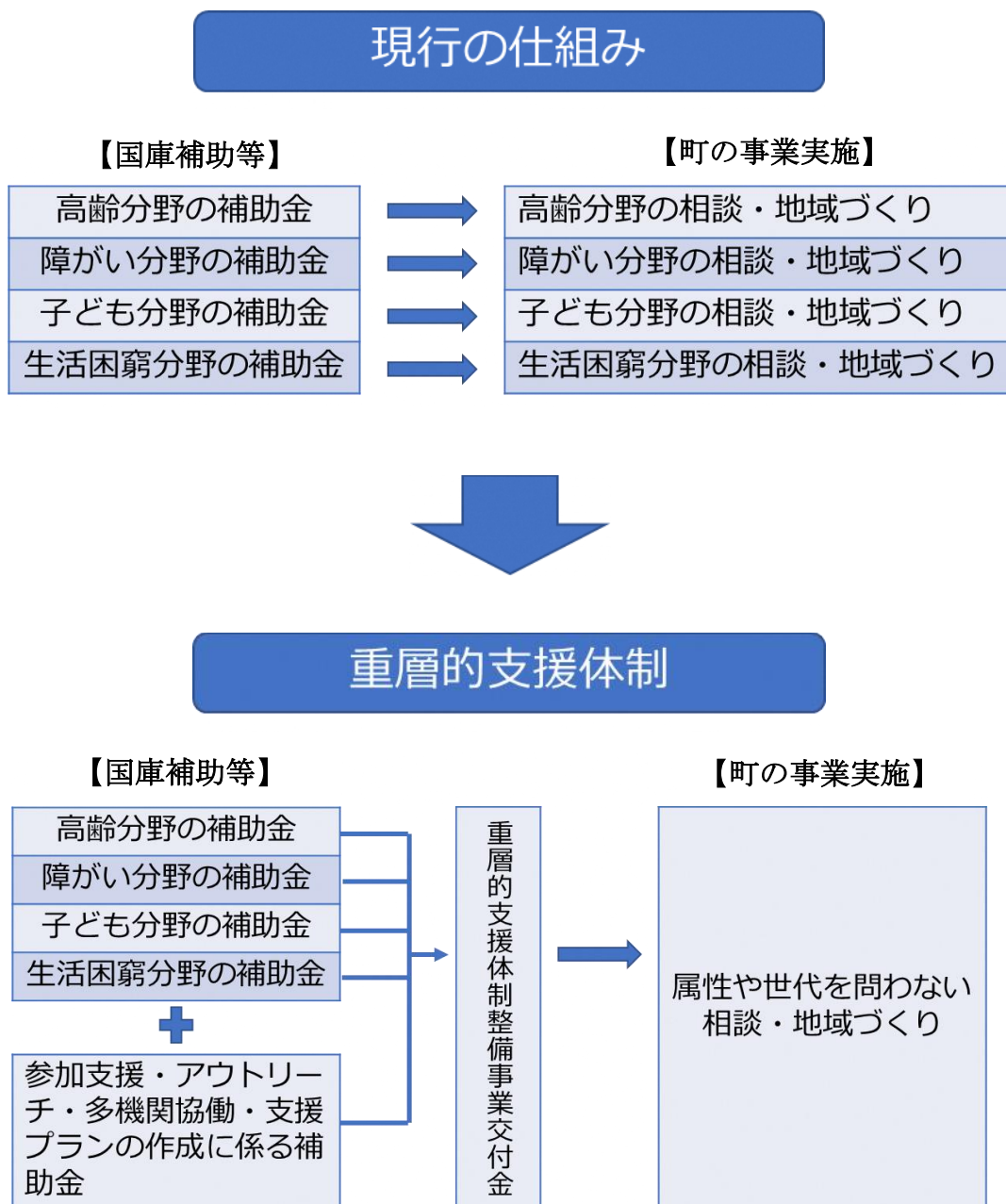
なお、令和4年度からは事業名が『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』となる。

（※1）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

3) 交付金の一本化

重層的支援体制整備事業においては、従来、各分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる国庫補助等に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付されます。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指します。



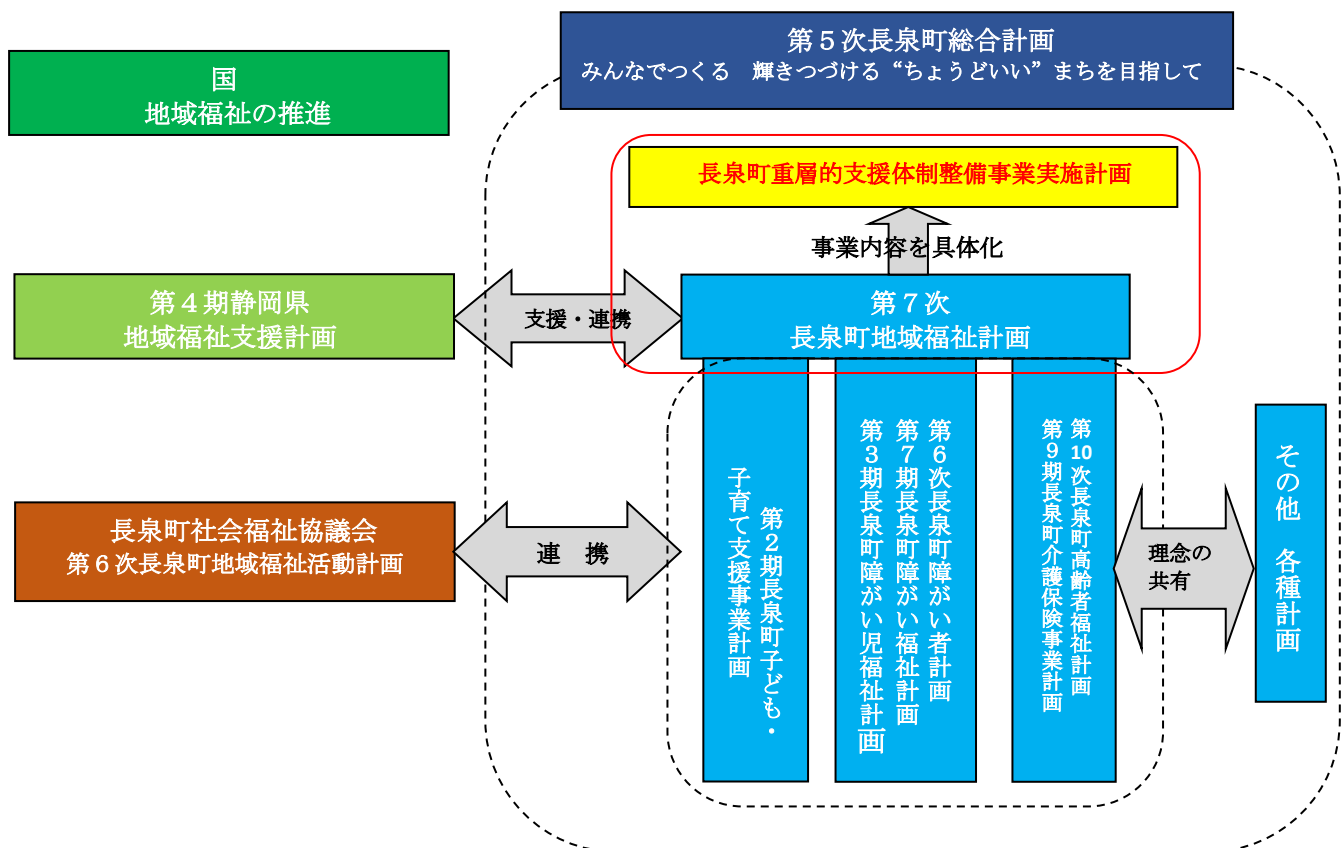
2 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画(以下「実施計画」という。)」です。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。(法第 107 条第1項第1号)

本計画は長泉町地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、長泉町地域福祉計画、長泉町高齢者福祉計画、長泉町介護保険事業計画、長泉町障がい者計画、長泉町子ども・子育て支援事業計画等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。(法第 106 条の5第3項)



長泉町重層的支援体制整備事業実施計画と各計画との関係性

3 長泉町重層的支援体制整備事業の理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての町民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

(「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)」P.7抜粋)

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、重層的支援体制整備事業のもう一つの意義は、長泉町の現状を踏まえ、包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいて、体制構築の方針や具体的な工程について、町民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図ることであるとされており、そのきっかけとして、重層的支援体制事業実施計画の策定(法第106条の5)や支援会議設置(法第106条の6)に関する規定が定められております。

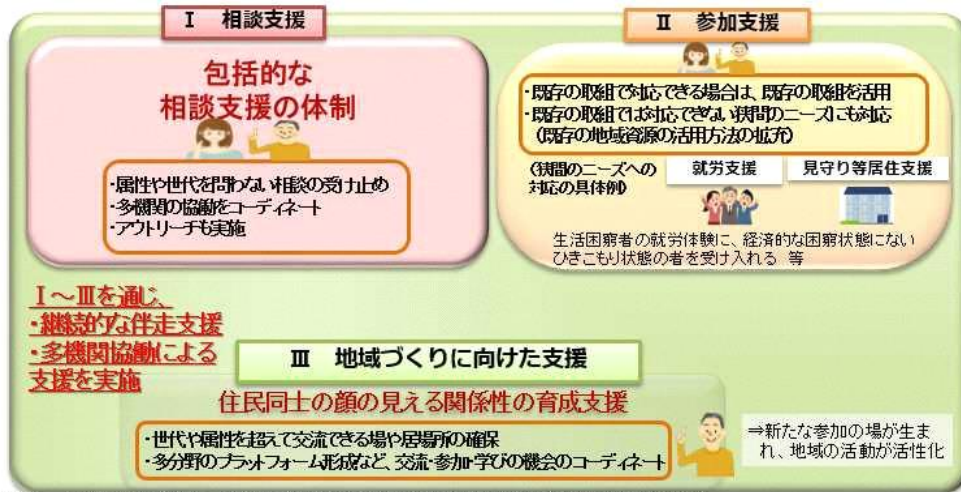
長泉町では、支援会議の設置のあり方や、本実施計画策定のための検討の場として、関係課及び長泉町社会福祉協議会が一堂に会する「重層的支援準備管理会議」を令和4年4月に立ち上げ、町全体での認識の共有を図り、一つのチームとして取組を進めてきました。

会議のメンバーとしては、重層的支援体制整備事業を所管する課の職員、介護、障がい、子育て、生活困窮支援の重層的支援体制整備事業に包含される既存事業を所管する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員や長泉町社会福祉協議会職員が参集し、分野横断の政策検討を令和6年3月まで実施してまいりました。

そのほか、「重層的支援準備管理会議」と並行して、令和5年度より地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所を含めた「包括的相談支援連絡会」を定期的開催し、ケース報告、各相談支援機関からのケース相談及び重層的支援体制整備事業の勉強会等を実施し、令和6年4月以降も定期的開催し、各支援機関が連携しながら事業を進めてまいります。

4 長泉町重層的支援体制整備事業の目的

介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全町民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)P. 6より抜粋)

5 長泉町重層的支援体制整備事業の内容

1) 包括的相談支援事業

(1) 事業概要

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

(2) 実施体制

- ① 長泉町においては、包括的相談支援事業は介護、障がい、子育て、生活困窮の全ての項目について、すでに取り組んでおり、単一の事業の委託、または直営で支援を実施していることから、本事業の実施にあたっての相談窓口の設置形態としては、既存の設置形態は変更せずに、複合的な課題を抱えた方々の相談を各々受けとめる「基本型」を採用します。

聞き取った相談は、必要に応じて適切な相談支援機関につながります。

聞き取った相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関の役割分担、課題の整理や、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携した対応が必要な場合は、各分野の会議体にて協議するほか、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

なお、多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割をはたす事業です。

② 提供体制

分野	主体(相談窓口)	拠点設置数	内容
介護	長寿介護課 地域包括支援センター(北、南(委託))	3	地域包括支援センターの運営 (介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第1号から第6号まで)
障がい	福祉保険課 障がい者相談支援事業所(ゆううん、まえむき、なかせ、つむぎ、リベルテ、ふがく(委託))	7	障がい者相談支援事業(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3号)
子育て	こども家庭センター(こども未来課、健康増進課) 子育てコンシェルジュ(委託)	3	利用者支援事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号) (基本型・特定型・母子保健型)
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業(福祉保険課) 長泉町社会福祉協議会(委託)	2	生活困窮者自立支援事業(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項)(同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては同法第11条第1項に規定する事業)

(3) 支援対象者

すべての町民

(4) 支援フロー

① 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

相談受付時には、「長泉町包括的相談支援受付シート(別紙2-1-1)」又は独自シートを使用して、相談者の基本情報や相談概要を書き留めるとともに、相談内容を他の関係機関へ情報を提供すること及び関係機関から情報を収集することの同意の確認(同意する or 同意しない or 不明)を行います。

聞き取った相談のうち、他の相談支援機関等につなぐことが適切だと判断される場合は、上記相談支援受付シートを活用するなどして情報共有を行います。

② 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働事業へのつなぎ(支援依頼)

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰したうえで、支援関係機関の役割を整理する必要があるケースやアウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の対象になることが想定されるケースについて、包括的相談支援事業から多機関協働事業へ支援の依頼をします。

その場合は、「長泉町包括的相談支援受付シート(別紙2-1-2)」及び支援対象者である本人から「相談受付・申込票(別紙2-2)」を記載いただき、事業の利用と支援関係機関との情報共有についての同意を得たうえで多機関協働事業へつなぎます。その際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につなぐよう配慮します。本人の不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

多機関協働事業者は、相談受付・申込票の提出を受けた後に、必要な情報を「インテーク・アセスメントシート(別紙2-3)」にまとめます。アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む。)は、紹介元の包括的相談支援事業者などの日頃から本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

なお、多機関協働事業へつなぐ必要があると判断されるものの、本人の同意を得られていない場合や、多機関協働事業へつなぐべきかどうか判断に迷う場合は、必要な情報交換及び地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制を検討する場である支援会議にて検討・前捌きを行ったうえで、多機関協働事業につなぐことが想定されます。

イ いちばんいい会議(重層的支援会議)への参加

いちばんいい会議(P25)では、多機関協働事業者が作成した「インテーク・アセスメントシート(別紙2-3)」と「多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書(別紙2-4)」、「評価シート(別紙2-6)」、「つながり評価シート(別紙2-7)」を基に、

プランの適切性の協議、プラン終結時の評価、社会資源の充足状況等の把握と開発に向けた検討を行うとともに、重層的支援体制整備事業の適切かつ円滑な実施のための協議・調整を行います。

いちばんいい会議には、原則として、本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、いちばんいい会議で検討した結果、多機関協働事業者にケースを依頼した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、包括的相談支援事業者において当該ケースへの対応を行うものとし、ます。

ウ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの依頼により多機関協働事業につながったケースのうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されます。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし

支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。ケースによっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から町内及び近隣の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要となるため、包括的相談支援事業者もいちばんいい会議の構成員となり、参加することが必要となります。

(5) 包括的相談支援事業において求められること

包括的相談支援事業者には、以下のような取組が求められます。

- ・世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止めること。
- ・いちばんいい会議等への参加依頼があった場合には、積極的に参画し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をすること。
- ・包括的相談支援事業から多機関協働事業に本人をつなぐ際には、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明し、本人が納得したうえでつなぐこと。その際本人の不安感が大きい場合には、本人と多機関協働事業者が直接会って話をする機会を設けるなどの丁寧な対応を取ること。
- ・多機関協働事業者から、本人や世帯などの状況に関する情報提供の依頼があった場合は、適切に情報収集を行い、いちばんいい会議等も活用し、多機関協働事業者と共有すること(ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしているケースに限る。)

2) 参加支援事業

(1) 事業概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自立を支えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要です。

長泉町においては、ひきこもりの方との関わりや支援を届けるためのノウハウが支援者側に不足しており、つなぐ先となる社会資源の確保が不十分であったことから、適切な支援の展開ができていない状況です。

この事業は、町全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

事業を実施するにあたっては、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューをコーディネートして、マッチングを行います。

また、既存の社会資源に働きかけ、その拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成することを目的とします。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(2) 事業実施主体

参加支援事業者は、次のとおりです。

事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	拠点 設置数	配置 人員
参加支援事業 (社会福祉法第106 条の4第2項第2号)	長泉町社会福祉 協議会(委託)	1	1人

(3) 支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方。

(4) 支援フロー

① 相談受付

参加支援事業は、いちばんいい会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、②のプランが決定された場合に利用が開始します。

ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、いちばんいい会議における長泉町による支援決定より前に本人への関わりを開始することができます。

② プラン作成

参加支援事業者は、「相談受付・申込票(別紙2-2)」の相談申込み欄にて利用申込(本人同意)を受けた後に、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成して、いちばんいい会議へ「参加支援事業のプランシート(別紙2-5①)」を提出します。

プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対し

て、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために作成するものです。プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載します。

プランを作成していちばんいい会議に諮り、決定します。

③ 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先(地域の福祉サービス、企業など)への支援を行います。

④ 終結

参加支援事業者が「評価シート(別紙2-6)」をいちばんいい会議にて諮り、社会参加に向けて、地域の資源等とのつながり、その関係性が安定したと判断された段階で、プランに基づいた支援は終結となります。

ただし、プランの終結をもって関係性を終了させるのではなく、参加支援事業を利用する方の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識したうえで、必要に応じて定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行います。

(5) 具体的な支援内容と留意点

① 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要です。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくることが求められているため、状況に応じて関係機関と打ち合わせを行うなど、日ごろから地域の産業や企業団体などのプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりをつくり、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集や関係づくりを行います。

上記については、資源開拓に関する実績がある、専門の支援機関等に一部委託することで、より効果的な資源開拓を図ります。

② 定着支援・フォローアップ

長泉町において、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

(6) 地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられますが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する方に特化し

た事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿として機能を拡充していくことが求められています。

社会参加に向けた支援を展開する際には、社会福祉法人等の地域における公益的な取組との連携を意識し、地域生活課題に対する社会福祉法人等の積極的な取組を働きかけるとともに、地域の社会福祉法人のネットワークとのつながりをつくることも重要であるとされていることから、長泉町においては、今後はネットワークを活かした取組も検討します。

3) 地域づくり事業

(1) 事業概要

重層的支援体制整備事業における、「地域づくり事業」は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

(2) 提供体制

分野	事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	拠点 設置数
介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45 第1項第2号)のうち地域介護 予防活動支援事業)	長寿介護課	1
介護	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45 第2項第5号)	長泉町社会福祉協議会 (委託)	1
障がい	地域活動支援センター事業 (障がい者総合支援法第77 条第1項第9号)	長泉町社会福祉協議 会、こでまり、ふれあい 沼津(委託)	3
子育て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59 条第9号)	みかんちゃん パルながいずみ、 ちえりーぶらっさむ(委託)	3
生活 困窮	地域における生活困窮者支 援等のための共助の基盤づく り事業(生活困窮者自立相談 支援事業等実施要綱)	長泉町社会福祉協議会 (委託)	1

(3) 支援対象者

各事業の対象者すべて

(4) 支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

ア 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る必要があります。「地域づくり事業」は、既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基

準を満たし、支援対象とする高齢者・障がい者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。

イ 支援の展開

【既存の拠点等の利活用】

長泉町では、従前通りの特定の属性や世代に特化した既存の拠点を維持しつつ、これらの多様な拠点を活かして、町全体で属性によらない包括的な支援体制を整備し、個々の拠点の利用者の範囲を広げる(多機能化する)ことを検討し、地域住民を広く対象として居場所や交流の場の提供に取り組みます。

検討にあたっては、いちばんいい会議等の会議体のほか、地域における生活支援等のための共助の基盤づくり事業における話し合いの場(協議体)を活用します。

【新たな場の確保】

地域づくり事業の数年単位の長期的な取組の一環として、多世代型の交流サロンや地域の特徴を生かす事業など、世代や属性を限定しない居場所や交流の場の新設を目指し、皆が集まる場づくり体制を構築していきます。

② 個別の活動や人のコーディネート

ア 基本的な考え方(コーディネーターに求められる役割)

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気かけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが求められます。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも大切です。

なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民を主体として進めることが重要であることから、地域づくり事業の展開にあたっては、既存の地域住民による取組が継続されるように留意し、既存の取組を活かしたコーディネートを行うことが求められます。

イ 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。ここでいう「場」とは、物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれます。地域づくり事業における各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、取組の連携を図ることで、各拠点がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を町全体で整備していきます。

長泉町では、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業を継続しつつ、いちばんいい会議等の会議体にてこれらの事業の活動目的や機会を共有して、各事業の拡張・発展を目指し、町全体で

属性によらない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

③ 多分野がつながるプラットフォームの展開

ア 基本的な考え方

多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましいと考えられます。様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながるものであることから、こうしたプラットフォームは、地域に複数存在していることが重要であり、また、プラットフォームの多様性を確保する上でも、いちばんいい会議等の協議体を活用しながら整備していくことが求められます。

イ 「プラットフォーム」に求められる役割

【フィールドワークによる地域の人と資源の確認】

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源(場・活動・サービス・情報等)の現状を確認することが必要であることから、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業のコミュニティワークショップ等を活用し、地域における既存のつながりや活動内容を把握したうえで、それらの価値を尊重した取組を展開します。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるためのプラットフォームの設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけることができることから、福祉分野に閉じずに、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備することを重視し、それぞれが実施する際には、幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能を十分に活用することが求められます。長泉町では、多様な分野の支援関係者や、地域で活動する方々にいちばんいい会議に参画いただくことで、プラットフォームとしての機能を確保していきます。

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(以下「アウトリーチ等事業」という。)は、複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。したがって、多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定されます。

つまり、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが求められます。

(2) 実施体制

① 提供体制

事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	配置 人員
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項 第4号)	長泉町社会福祉協議会(委託)	1人

② 実施方法

支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方(ひきこもり等)を早期に発見し、個別の支援プランの作成及びプランに基づいた支援を実施するとともに自宅訪問、同行支援等を行いつつ、継続的に寄り添い、関係性の構築を行います。

(3) 支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定されます。

具体的には、長期間にわたるひきこもり状態で外出することが困難であったり、一人で各種相談窓口へ行くことに不安感を抱いている等の理由で、自宅訪問による面談や、各種相談窓口への同行等の支援を必要とする方々を支援対象として想定しています。

(4) 支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであり、具体的には、それらの支援以外も含めて整理すると、次の5つに整理されます。

① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集

潜在的なニーズを抱える者を早期に発見するために、日ごろから支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握します。

② 事前調整

支援ニーズを抱えている者やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報

収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築するための方策を検討し、必要な関係者との調整を行います。

③ 関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供をするなどの関わりを継続して行います。

④ 家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行います。

⑤ 家庭訪問及び同行支援

本人に出会えた後も、即時には自宅から出ることが困難な者や支援関係機関や地域住民などの関係者につながるものが困難な者に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添うとともに、他の相談窓口へ相談に行く際や、職業体験、ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充をサポートします。

(5) 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある方など地域や他者とのつながりが希薄化しており、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることも想定されます。このため、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意(利用申込)を得るまでに時間を要する可能性を考慮したうえで対応します。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行います。

① 本人同意を得る前の支援

支援関係機関等は、アウトリーチ等事業が必要だと思われる相談を受理または同様の事案を把握した際に、アウトリーチ等事業者へ情報共有を行います。

その際には、「長泉町包括的相談支援受付シート(別紙2-1-1)」にて家族等から同意を得たうえで共有するほか、構成員に守秘義務が課せられた支援会議の場にて共有する方法が想定されます。

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランシート(別紙2-5②)」を作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務が課せられた支援会議に当該プランを諮ります。支援会議は、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保するためのものです。この段階では、同意を得ていないため、いちばんいい会議にてプランを諮ることはできません。

本人同意を得る前にアウトリーチ等事業者が実施する支援としては、「本人に会う前の丁寧な事前調整」や「本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」等が想定されます。支援にあたっては、本人を追い立てることなく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要です。

ア 本人に会う前の丁寧な事前調整

訪問等を通して本人との関わりを持つ前の段階では、事前の準備や調整等の取組が必要となります。具体的には、次のような取組が想定されます。

- (ア) 本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間をかけて収集します。
- (イ) 本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援会議等を活用して支援関係機関と連携・協議を行い、支援のネットワークを構築します。
- (ウ) 支援会議等を活用して本人と関わるためのきっかけやその切口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、(ア)で収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択します。
- (エ) 本人が困っていることを丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作ります。
- (オ) 緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携します。

イ 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

アの「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を実施します。具体的な内容としては以下のような取組が想定されます。

- ・継続的に訪問する、本人に手紙を書き残すなどして、心配している、気にかけているというメッセージを伝えます。
 - ・メール、チャット等による定期的な連絡を行います。
 - ・本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供します。
- また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行います。

② 本人同意を得た後の継続支援

本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。このとき、アウトリーチ等事業者が作成するプランは「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランシート(別紙2-5②)」にまとめ、いちばんいい会議に諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行う事例と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業者とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行う事例の2つが想定されます。

ア アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定される事例

- ・アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
- ・アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったものの、それ以外の者を受け入れ、つながりを形成することが難しい事例

(このような事例の場合は、アウトリーチ等事業者は、引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要。)

イ 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定される事例

- ・本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
- ・参加支援事業の活用や各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められる事例

※ ただし、多機関協働事業者が、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係づくりを行うこともあります。

(6) 支援の終結

アウトリーチ等事業者がいちばんいい会議に「評価シート(別紙2-6)」を諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定したと判断された時点で支援は終結となります。

5) 多機関協働事業及び支援プランの策定

(1) 事業概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対する、支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、「支援者を支援する」といった側面も有します。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うことがあります。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

※ 支援プランの作成(法第 106 条の4 第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施します。

(2) 実施体制

① 提供体制

事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	配置 人員
多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条 の4 第2項第5号)	公益財団法人復康会(委託)	1人

② 実施方法

支援関係機関から「複雑・複合化した支援ニーズを有する事例」、「狭間のニーズを有する事例」について、個別の支援プランを作成し、課題の解きほぐしや支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。なお、プランについては、支援関係機関が出席するいちばんいい会議にて共有・協議します。

(3) 支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する者が想定されます。

(4) 支援の展開

① 相談受付

ア 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業者が相談を受理した上で、必要な支援を行います。

多機関協働事業者が相談の受付経路として、次の2つが想定されます。

- ・包括的相談支援事業者が相談を受付時点で、明らかに複雑化・複合化したニーズを抱えており、速やかに支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例

・介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野で既に介入または、既存の各会議体で支援方法を協議しているものの、あらためて課題の解きほぐしや、支援関係機関等の役割分担、支援の方向性の整理といった調整が必要だと思われる事例

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に「相談受付・申込票(別紙2-2)」を記入してもらい、利用申込(本人同意)を受けるものとします。利用申込にあたっては、基本的に紹介元の支援関係機関等が補助を行うこととしますが、本人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧に対応をします。

多機関協働事業者が受付を行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあります。

イ アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある者などへの支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定されます。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ることが重要です。

② アセスメント

多機関協働事業者は、利用申込(本人同意)を受けた後に、必要な情報を「インタビュー・アセスメントシート(別紙2-3)」にまとめます。

アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む。)は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インタビュー・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保します。

③ プラン作成

支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを基に「多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書(別紙2-4)」を作成します。

当該プランの作成にあたっては、必要に応じて多機関協働事業者が、関係する包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業をはじめとする支援関係機関を招集して、役割分担や支援の目標・方向性について協議を行います。

また、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。なお、アウトリーチ等事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあります。

④ 支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、いちばんいい会議において支援関係機関から情報収集して随時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

⑤ 終結

多機関協働事業者が「評価シート(別紙2-6)」と「つながり評価シート(別紙2-7)」をいちばんいい会議で諮り、本人やその世帯の課題が整理され支援の見通しがつき、プランによって支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。

なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関(支援担当者)を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要です。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、いちばんいい会議で情報共有をするなどして、速やかに支援を再開できるように体制を整える必要があります。

6 長泉町重層的支援体制整備事業いちばんいいネットワーク

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、いちばんいいネットワークを設置します。

いちばんいいネットワークは、情報共有や一連の支援事業の相互の重なり合いが重要となることから、多機関協働事業(P20～P22)、参加支援事業(P10～P12)、アウトリーチ等を通じた継続的支援(P16～P19)、支援会議及びいちばんいい会議(重層的支援会議)で構成します。

1) 支援会議

長泉町では、法第 106 条の6に基づき支援会議を設置します。

(1) 設置背景・目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となりますが、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。

また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第 106 条の6の規定により、長泉町において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を新たに設置することができるようになりました。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではなく、あくまで潜在的な相談者に支援を届けるため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものであることに留意しなければなりません。

支援会議の構成員の役割は、次の3つです。

- ・気になる事例の情報提供、情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

(2) 開催方法

支援会議は長泉町が個別の事例に応じて招集し、主宰します。

開催は定期開催及び随時開催とします。

(3) 構成員

支援会議の構成員については、長泉町が検討内容により、行政関係課をはじめ、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定されます。

また、メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更することとします。

(4) 守秘義務の適用範囲

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能となります。支援会議の出席者は、正当な理由なく、支援会議において知り得た全ての事項(地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。)について漏らしてはいけません。

ただし、支援会議においては、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要となります。

2) いちばんいい会議(重層的支援会議)

長泉町では、重層的支援体制整備事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、いちばんいい会議を設置します。

(1) 目的

いちばんいい会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

- ① 多機関協働事業、アウトリーチ等事業、参加支援事業の各事業の事業者が作成したプランの評価及び改善に係る協議
- ② 重層的支援体制整備事業の実施状況及び実施方針の協議
- ③ 前各号に掲げるもののほか、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(2) 構成員

いちばんいい会議には、原則として多機関協働事業者と長泉町の参加が求められます。特に、長泉町については、参加支援事業又はアウトリーチ等事業を利用する場合には、多機関協働事業のプランに基づき長泉町が支援決定を行うため、長泉町は全てのいちばんいい会議に参加をするものとされており、また、いちばんいい会議で検討する中で、アウトリーチ等事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合も多いことから、両事業者も参加することとされています。

さらに、事例の内容に応じて、例えば、生活保護制度の利用が検討される場合は生活保護の実施機関、就労支援が必要な場合は公共職業安定所等の就労支援機関、小中学生であれば学校や教育委員会など、本人の支援に当たり連携が必要な機関についても参加することが望ましいとされています。また、福祉分野以外の関係者が参加することにより、いちばんいい会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待されるので、分野横断的に参加を呼びかけることとしますが、いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することとします。

本人の参加は必須ではありませんが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられます。その際、本人の状況によっては、多くの人の前で話をすることに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければなりません。

(3) 会議の開催方法

いちばんいい会議は、必要に応じて多機関協働事業者が構成員を招集し、開催は定期開催(年2回)及び随時開催とします。

(4) 開催のタイミング

いちばんいい会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。

プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。

- ・プラン策定後の評価時
- ・再プラン策定時
- ・支援終了の判断時
- ・支援中断の決定時(※)

(※)支援中断は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断。

しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要。

このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められます。なお、そのような場合には、いちばんいい会議としてではなく、別の形態で適宜会議等を開催することも考えられます。

(5) 主な検討内容

いちばんいい会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主な内容
プラン策定後の評価時	・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討等
再プラン策定時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現プラン評価 ・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
支援終了の判断時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終了の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

(6) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、次頁の表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、長泉町による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、いちばんいい会議で了承後に確定することになります。

詳細は、次の表のとおりです。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと及び支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。 ・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、長泉町の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・長泉町にプランの報告を行う。

7 一体的な連携に関する事項

1) 介護・障がい・子ども・生活困窮分野の連携の構築

介護・障がい・子ども・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、4分野の間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、町全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に生かしつつ、実施体制を構築します。

2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなります。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまでも必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

重層的支援体制整備事業は、こうした支援関係機関が適切に連携するための仕組みを町全体として構築するものであり、保護の実施機関や個々のケースワーカーにとっても、連携体制の構築は、業務の円滑な遂行に資するものと考えられます。

3) 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野(公共職業安定所等)、教育分野(教育委員会や学校等)、地域再生分野(地域づくり、地方創生等)等の他分野との連携が重要です。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりです。

(1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものです。よって、包括的相談支援事業者は、他の包括的相談支援事業者や支援関係機関から相談を受付た場合は連携して支援を実施するとともに、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者につなぐ役割を果たします。

(2) 参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ります。参加支援事業者は、他の支援関係機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や他の参加支援事業者にもつなぎます。

(3) 地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するに当たっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要です。

また、活動や人のコーディネートにおいては、重層的支援体制整備事業において配置される地域コーディネーターは、他制度において配置されているコーディネート人材との連携を積極的に図ります。

(4) アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他の支援関係機関等が、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行います。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援します。

(5) 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得たうえで多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行います。多機関協働事業者においては、他の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施します。

8 計画の推進にあたって

1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、長泉町、長泉町社会福祉協議会の取組だけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取組が不可欠です。そのため、本計画の考え方や取組等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに地域での出前講座や会合等も機会の一つと捉えて周知・啓発に努めます。

2) 協働による推進体制

(1) 長泉町・長泉町社会福祉協議会の連携強化

本計画は、第7次長泉町地域福祉計画に定める「暮らしを支える包括的な体制づくり」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は本事業を実施するために必要な事項に特化した内容とするものです。よって、地域福祉計画と同様に、長泉町社会福祉協議会の「第6次地域福祉活動計画」と一体的に推し進めていく必要があります。そのため、長泉町と長泉町社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員等や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

(3) 重層的支援体制整備事業推進会議の活用

年1回開催し、実施計画の実施状況を評価するとともに、各分野における相談支援の内容の実態から新たな地域生活課題の共有を図り、次期、総合計画や関連計画等の施策に繋げていきます。

推進会議のメンバーは、各課長級の職員とします。